

令和6年2月定例会

教育警察常任委員会説明資料  
(その他報告関係)

教育警察常任委員会  
(警察本部)

## 条例案の概要

### 1 条例の名称

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

### 2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

### 3 内容

#### (1) 手数料の額を改定するもの

猟銃操作射撃技能講習受講手数料（第2条関係）

12,700円から14,000円に改定

#### (2) 手数料を廃止するもの

ア 警備業認定証再交付手数料（第2条関係）

イ 警備業認定証書換申請手数料（第2条関係）

ウ 探偵業届出証明書交付手数料（第2条関係）

エ 探偵業変更届出証明書交付手数料（第2条関係）

オ 探偵業届出証明書再交付手数料（第2条関係）

#### (3) 警備業法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（第2条関係）

#### (4) この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### (5) 手数料の廃止等に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理する。（附則第2項関係）

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)新旧対照表

旧	新
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(363) (略)</p> <p>(363)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施  <u>猟銃操作射撃技能講習受講手数料 12,700円</u></p> <p>(364)～(570) (略)</p> <p>(571) <u>警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付</u>  <u>警備業認定証再交付申請手数料 2,000円</u></p> <p>(572) <u>警備業法第7条第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査</u>  <u>警備業認定証有効期間更新申請手数料 23,000円</u></p> <p>(573) <u>警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え</u>  <u>警備業認定証書換申請手数料 2,200円</u></p> <p>(574)～(623)の30 (略)</p> <p>(624) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があつたことを証する書面の交付</u>  <u>探偵業届出証明書交付手数料 3,600円</u></p> <p>(624)の2 <u>探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(363) (略)</p> <p>(363)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施  <u>猟銃操作射撃技能講習受講手数料 14,000円</u></p> <p>(364)～(570) (略)</p> <p>(571) <u>削除</u></p> <p>(572) <u>警備業法第7条第1項の規定に基づく認定</u>の有効期間の更新の申請に対する審査  <u>警備業認定</u>有効期間更新申請手数料 23,000円</p> <p>(573) <u>削除</u></p> <p>(574)～(623)の30 (略)</p> <p>(624)から (624)の3まで <u>削除</u></p>

<p><u>づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付</u> <u>探偵業変更届出証明書交付手数料 1,600 円</u></p> <p>(624)の3 <u>探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基</u> <u>づく届出があったことを証する書面の再交付</u> <u>探偵業届出証明書再交付手数料 1,100 円</u></p> <p>(624)の4～(663) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(624)の4～(663) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
---	---

熊本県収入証紙条例(昭和 39 年熊本県条例第 24 号)新旧対照表

旧		新	
別表第 1(第 2 条関係)		別表第 1(第 2 条関係)	
地方税	(略)	地方税	(略)
使用料	(略)	使用料	(略)
手数料	1～517 (略) 518 警備業認定証再交付申請手数料 519 警備業認定証有効期間更新申請手数料 520 警備業認定証書換申請手数料 521～564 の 29 (略) 564 の 30 探偵業届出証明書交付手数料 564 の 31 探偵業変更届出証明書交付手数料 564 の 32 探偵業届出証明書再交付手数料 564 の 35～580 (略)	手数料	1～516 (略) 518 削除 519 警備業認定 有効期間更新申請手数料 520 削除 521～564 の 29 (略) 564 の 30 から 564 の 32 まで 削除  564 の 35～580 (略)

## 条例案の概要

### 1 条例の名称

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

### 2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

自動車運転代行業の業務の適性化に関する法律（平成13年法律第57号）の一部改正等に伴い、手数料を徴収する事務が廃止されたことから、改正の必要がある。

### 3 内容

#### (1) 手数料を徴収する事務を削除するもの

ア 自動車運転代行業認定証再交付手数料	1,700円
イ 自動車運転代行業認定証書換え手数料	2,100円

#### (2) 施行日

令和6年4月1日

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）新旧対照表

旧	新
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(623)の12 (略)</p> <p><u>(623)の13 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付</u> 自動車運転代行業認定証再交付手数料 1,700円</p> <p><u>(623)の14 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え</u> 自動車運転代行業認定証書換え手数料 2,100円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(623)の12 (略)</p> <p>(623)の13 及び(623)の14 削除</p>

## 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)新旧対照表

旧		新	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
地方税	(略)	地方税	(略)
使用料	(略)	使用料	(略)
手数料	1 から 564 の 11 (略)	手数料	1 から 564 の 11 (略)
	564 の 12 自動車運転代行業認定証再交付手数料		564 の 12 及び 564 の 13 削除
	564 の 13 自動車運転代行業認定証書換え手数料		